

株式会社 清川屋 行動計画

社員一人ひとりが仕事と家庭を両立することができ、各職場で十分に能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得率を一人あたり平均60%以上とする

【対策】 令和7年4月1日～
・ ルンルン休暇制度の奨励
 毎年社内通知し利用を促進する
 ※ルンルン休暇とは～年次有給休暇を保有し、連続した休暇を希望する社員が取得できる、有給3日間を含む4～5連休の休暇
・ その他、取得しやすい有給休暇制度を検討・設定する

目標2 育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を奨励し、育児休業取得を希望する社員男女共に取得率を100%とする

【対策】 令和7年4月1日～
・ 休業期間中の代替要員の確保、業務内容や体制の見直し
・ 子の看護等特別休暇制度を周知
 ※子の看護特別休暇とは～子の看護による欠勤の場合、小学校入学までの期間のみ、子1人に付き年間5日間を限度として通常の給与を支給します

目標3 所定外労働を削減し、繁忙月(5・6・8・12)は月平均10時間以内とする

【対策】 令和7年4月1日～
・ 毎週水曜日をNO残業デーとして設定する
・ 残業の事前申請制度を徹底
・ 繁忙月の人員配置見直しや応援体制の強化